

鈴 鹿 市
第 1 0 期 分 別 収 集 計 画

令和5年9月

鈴 鹿 市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 計画の対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み〔法第8条第2項第1号〕	2
6. 容器包装廃棄物排出抑制のための方策に関する事項〔法第8条第2項第2号〕	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分〔法第8条第2項第3号〕	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み〔法第8条第2項第4号〕	3
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量見込みの算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項〔法第8条第2項第5号〕	4
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項〔法第8条第2項第6号〕	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

1 計画策定の意義

近年の廃棄物を取り巻く状況は、経済発展に伴う生産と消費の拡大、ライフスタイルの多様化、物質的豊かさの増大によって、環境への負荷が増大している現状にある。清潔で快適な生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄にみられるような社会経済システム及びライフスタイルを見直すことはもとより、社会を構成する主体が、役割分担を認識し、循環型社会を形成していくことが重要である。

現在、本市のみならず各自治体においては、リサイクルの推進、エネルギー等の有効利用、最終処分場の確保対策、ごみ処理コスト削減など多くの課題が山積みしている。環境保全、資源保護等への関心が高まり、従来の「燃やして埋める」ごみ処理よりも、ごみ減量化、資源化が求められている。

本市においても、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、「資源ごみ」として分別収集の取組を順次進めてきたところであるが、ここ数年、資源化量が伸び悩んでいる現状である。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装リサイクル法」第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装を分別収集し、かつ地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量を削減する目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成がなされるものである。

2 計画の基本方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを促進する。
- (2) すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	11,925t	11,880 t	11,863 t	11,835 t	11,834 t

6 容器包装廃棄物排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

（1） 排出抑制とリサイクルの啓発活動

容器包装リサイクル法の目的にのっとり排出抑制、再資源化及びリサイクル促進のための啓発活動をすすめる。

[市民に対する啓発]

- ① 「家庭ごみの分け方・出し方」と「ごみ収集カレンダー」の配布
- ② 「広報すずか」へのごみ減量・リサイクルに関する啓発記事の掲載
- ③ 小学生に対するごみ教材資料「美しいまち鈴鹿」の配布
- ④ 「出張！ごみ博士」を通じた啓発
- ⑤ 外国人実習生への講座
- ⑥ 啓発アプリの導入

[事業者に対する啓発]

- ① 事業者のごみ減量意識の向上に向けた啓発
- ② 鈴鹿市ごみ減量推進店等制度の推進

（2） 事業者の資源回収情報の発信

市内の事業者との連携を図り、事業者が実施する資源回収の情報を発信する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量，処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し，分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄に定める。

また，市民の協力度，鈴鹿市が有する再生施設，収集機材等を勘案し，収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	あきかん
主として ガラス製の容器 ┌ 無色のガラス製容器 ├ 茶色のガラス製容器 └ その他の色のガラス製容器	あきびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑誌・雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ用その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの（白色トレイを含む）	プラスチックごみ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み（法第8条第2項第4号）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	106t		106t		105t		104t		104t	
主としてアルミ製の容器	38t		38t		38t		37t		37t	
無色のガラス製容器	(合計) 204t		(合計) 203t		(合計) 202t		(合計) 200t		(合計) 199t	
	(引渡) -	(独自処理) 204t	(引渡) 203t	(独自処理) -	(引渡) 202t	(独自処理) -	(引渡) 200t	(独自処理) -	(引渡) 199t	(独自処理) -
茶色のガラス製容器	(合計) 173t		(合計) 172t		(合計) 171t		(合計) 170t		(合計) 168t	
	(引渡) -	(独自処理) 173t	(引渡) 172t	(独自処理) -	(引渡) 171t	(独自処理) -	(引渡) 170t	(独自処理) -	(引渡) 168t	(独自処理) -

その他の色のガラス製容器	(合計) 94t		(合計) 93t		(合計) 93t		(合計) 92t		(合計) 91t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	94t	-	93t	-	93t	-	92t	-	91t	-
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	3t		2t		2t		2t		2t	
主として段ボール製の容器	269t		267t		266t		264t		262t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 26t		(合計) 26t		(合計) 26t		(合計) 26t		(合計) 26t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	-	26t	-	26t	-	26t	-	26t	-	26t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 155t		(合計) 154t		(合計) 153t		(合計) 152t		(合計) 151t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	155t	-	154t	-	153t	-	152t	-	151t	-
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,784t		(合計) 1,774t		(合計) 1,763t		(合計) 1,751t		(合計) 1,738t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	1,784t	-	1,774t	-	1,763t	-	1,751t	-	1,738t	-
(うち白色トレイ)	(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -		(合計) -	
	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(独自処理)
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、鈴鹿市一般廃棄物処理基本計画より次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
189,115人 (対前年度比)	188,010人 (対前年度比)	186,905人 (対前年度比)	185,563人 (対前年度比)	184,222人 (対前年度比)
99.42	99.42	99.41	99.28	99.28

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	あきかん	委託業者による指定日回収 公共施設拠点回収 住民団体による集団回収	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	ガラス製容器	あきびん	委託業者による指定日回収 住民団体による集団回収	市 民間業者

紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による指定日回収 住民団体による集団回収	市 民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	雑誌・雑がみ		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による指定日回収	市
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチックごみ	委託業者による指定日回収	市

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収 集 容 器	収 集 車	中 間 処 理
金 属	スチール製容器	あきかん	折り畳み式 コンテナ	2 t パッカー車	民間業者 (選別・圧縮・保管施設)
	アルミ製容器				
ガラス	ガラス製容器	あきびん	箱型 プラスチックコンテナ	2 t 特殊車両	鈴鹿市不燃物リサイクル センター (保管施設)
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	十文字に縛る	2 t パッカー車 4 t パッカー車	鈴鹿市清掃センター (保管施設) 鈴鹿市不燃物リサイクル センター (保管施設) 民間業者 (保管施設)
	段ボール	段ボール			
	その他の紙製容器包装	雑誌・雑がみ			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	折り畳み式 コンテナ	2 t パッカー車	鈴鹿市不燃物リサイクル センター (圧縮・保管施設)
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチックごみ	認定ごみ袋	2 t パッカー車 4 t パッカー車	鈴鹿市不燃物リサイクル センター (選別・圧縮・保管施設)

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 廃棄物減量等推進員を配置

資源ごみの収集日に地域の住民に分別・排出方法について指導を行なう廃棄物減量等推進員を集積所に配置し、分別収集の徹底を図ると共に、容器包装廃棄物の減量化を推進する。

(2) 廃棄物減量等推進審議会の設置

一般廃棄物の減量等に関する事項等を審議するため、廃棄物減量等推進審議会を設置する。

(3) 資源ごみ回収活動の促進

子供会・自治会等の住民団体による資源ごみの回収活動を促進するため、回収量に応じた奨励金を当該団体に交付する。

(4) あきかんポストの利用促進

資源の貴重さとリサイクル意識を高めるため、公民館等に「あきかんポスト」を設置して、定期的にあきかんの回収を実施する。

(5) 計画の見直しについて

分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。